

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項について（法人運営関係）

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課指導監査班 R2.6月作成

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠	資料ページ
①	評議員会の招集	評議員会の開催場所等について、事前の理事会で決議していない。又は、理事会で決議した日時や議題等について、実際に招集された評議員会の内容と相違している。	評議員会を招集する場合には、必ず、評議員会の日時、場所、議題、議案を理事会の決議によって定め、当該決議された内容に基づき評議員会を開催する。	社会福祉法第45条の9第10項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第1号準用）	P1 P2
②	評議員会の招集	水曜日に開催される評議員会の招集通知が、前の週の水曜日に行われている。	・通知期限については初日不算入のため、評議員会の日は算定されない。そのため、評議員会までには中7日の余裕をもって招集通知を行う。 （水曜日に評議員会を開催する場合は、前の週の火曜日までに招集通知を行う。） ・理事会の招集通知についても、通知日から開催日まで少なくとも中7日が必要である。	社会福祉法第45条の9第10項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項準用）	P3
③	定時評議員会の招集	定時評議員会の招集通知において、決算関係の添付書類に漏れがある。	定時評議員会の招集の通知に際しては、評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類、事業報告及び財産目録並びに監査報告を提供する。	社会福祉法第45条の29、社会福祉法施行規則第2条の40	
④	定時評議員会の招集	定時評議員会について、決算理事会から2週間を空けずに、定時評議員会が開催されている。	定時評議員会の開催時期については、決算の承認を受ける理事会後、計算書類等を主たる事務所に備え置いてから2週間（中14日）以上は空ける必要がある。	社会福祉法第45条の32第1項	
⑤	評議員会の決議	評議員会の決議に際して、決議を行う前に特別の利害関係を有する評議員がいるかどうかを確認していない。	・評議員会の招集通知に、議案について特別の利害関係を有する場合には申し出ることを記載する。 ・又は、評議員会の議事を始める前に、本日の議案について特別の利害関係を有する評議員がいないかどうかの確認を行い、その旨を議事録に記録する。	社会福祉法第45条の9第8項	P3 P4 P5
⑥	評議員会の決議	評議員会において、給与規程や旅費規程の改正が決議されており、法令及び定款で定められた事項以外についても決議が行われている。	評議員で決議できるのは法令及び定款に定める事項のみであり、評議員会の議題を決める際には定款の規定を確認する。なお、報告事項として法人の重要事項を報告することは構わない。	社会福祉法第45条の9第9項	

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠	資料ページ
⑦	評議員会の承認	決算理事会及び定時評議員会において承認を受けるべき計算書類等に不足がある。	拠点区分及び法人全体の計算書類、その附属明細書並びに財産目録について理事会の承認を受け、定時評議員会において、理事会で承認を受けた計算書類及び財産目録について承認を受ける。	社会福祉法第45条の28第3項、第45条の30第2項	
⑧	理事会の招集	定時評議員会で新理事を選任した直後(同日)に開催した理事会(理事長を選任するための理事会)において、開催の1週間前に招集通知を発送しており、招集通知省略の手続を行っていない。	・正式な理事選任前の招集通知は無効であるため、定時評議員会終了後速やかに招集通知を省略して理事会を開催することの同意書を理事、監事全員から取る。さらに、理事会の冒頭で、招集通知を省略して開催することの同意を理事、監事の全員から得たことを議事録に記載すればなおよい。 ・当日に理事会を欠席する理事又は監事がある場合は、その場で全員の同意書が徴取できないが、理事会の開催前にFAX等何れかの方法で同意を確認する。	社会福祉法第45条の14項第9項 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項準用)	P7 P8
⑨	理事の選任	理事及び監事のうち、就任承諾書を徴取していない者がいる。	法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う(法第38条)ため、理事や監事として選任された者が就任を承諾することで就任の効力が発生するため、就任承諾書は必ず徴取する。	社会福祉法第38条	
⑩	理事会への理事の出席	理事会を2回続けて欠席している理事がいる。	当該理事が理事会に出席できるよう開催日時の調整を出来るだけ行う(*日程調整を行っても、欠席が続くようなら、理事交代を検討する。)	社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日社援第2618号)別紙1「社会福祉法人審査基準」第3の1の(3)>	
⑪	監事の選任	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意が得られていない。又は、同意があることについて確認できない。	・理事会で次期監事の選任議案を決議する場合には、事前に現任の監事全員から、次期監事の選任について同意する旨の「同意書」を徴取する。	社会福祉法第43条第3項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項準用)	P9
⑫	監事の理事会への出席	理事会を2回続けて欠席している監事がいる。	監事は法人運営が適正に行われるための重要な役割を担っていることから、理事会への出席義務があり、開催日時の調整を出来るだけ行い、監事全員が理事会に出席できるようにする(*日程調整を行っても、欠席が続くようなら、監事交代を検討する。)	社会福祉法第45条の18項第3項 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第1項準用)	

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠	資料ページ
⑬	理事会の運営	理事長（業務執行理事）の職務執行状況について、理事会へ報告が行われていない。	・理事長は理事会において、3カ月に1回以上（又は毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上）、自らの職務執行の状況を報告する。 ・理事長自らが実際に開催された理事会で報告を行うとともに、法に定める報告が行われたことを議事録に明記する。（*「報告の省略」の手続はとることはできない。）	社会福祉法第45条の16第3項	P1 P2 P10
⑭	理事会の決議	理事会の決議に際して、決議を行う前に特別の利害関係を有する理事がいるかどうかを確認していない。	・理事会の招集通知に、議案について特別の利害関係を有する場合には申し出ることを記載する。 ・又は、理事会の議事を始める前に、本日の議案について特別の利害関係を有する理事がいないかどうかの確認を行い、その旨を議事録に記録する。	社会福祉法第45条の14第5項	P1 P6
⑮	理事会の決議	理事会での決算の承認について、計算書類の附属明細書が添付されていない。	理事会での決算の承認に当たって、監事の監査を受けた計算書類及び事業報告だけでなく、その附属明細書についても財産目録とともに議案として理事会に提出し、承認を受ける。	社会福祉法第45条の28第3項	
⑯	評議員、理事及び監事の報酬	理事及び監事の報酬等の額について、定款において、「総額の範囲を評議員会において別に定める。」と規定しているが、評議員会の決議で定められていない。	理事及び監事の報酬等の額について、定款で「総額の範囲を評議員会において別に定める。」と規定している場合は、評議員会の決議により、理事及び監事それぞれの報酬等の総額の範囲を報酬規程に定める。	社会福祉法第45条の16第4項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条準用） 社会福祉法第45条の18第3項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第1項準用）	P11
⑰	評議員、理事及び監事の報酬	評議員の報酬等について、定款では無報酬と規定されているが、役員等報酬等及び費用弁償規程において、評議員会開催に係る旅費として一律10,000円支給と規定されている。	交通費の実費相当分を超える部分は報酬に該当するため、評議員の報酬について無報酬とする場合は、交通費を実費相当分とする規程の改正を行う。	社会福祉法第45条の8第4項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第196条準用）、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて（問45）	
⑱	定款	業務執行理事を置いていないにもかかわらず、定款に業務執行理事の選定の規定（「理事のうち、〇名を業務執行理事とする。」等）がある。	実際に業務執行理事を置いていないときに、定款に「業務執行理事の選定」の規定がある場合は、当該部分を改正する必要がある。なお、定款の記載内容が「業務執行理事を置くことができる」旨の規定の場合は、実際に業務執行理事を置いていない場合でも、定款の変更を要しない。	社会福祉法第31条、第45条の36	

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠	資料ページ
⑱	収益事業	定款に収益事業を行う定めがないにもかかわらず、収益事業に該当する太陽光の全量売電事業が行われている。	・太陽光発電を「全量売電」する行為は、一定の計画のもとに利益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であり、収益事業に該当するため、定款に収益事業として定める必要がある。 ・経理規程について、事業区分及び拠点区分の追加等の必要な変更を行う。	社会福祉法人審査基準第1-3 (1)	
⑳	情報の公表	法令に定める情報のインターネットによる公開を行っていない。	法人の定款、計算書類、役員等名簿及び役員等報酬の支給基準については、法人ホームページ又はWAMNET等により、インターネットで公表する。	社会福祉法第59条の2第1項、同法施行規則第10条	
㉑	代表者の登記	法人の代表者の変更登記が期限を過ぎてなされている。	法人の代表者の変更登記については、変更が生じた日から2週間以内に行う。	組合等登記令第3条第1項	